



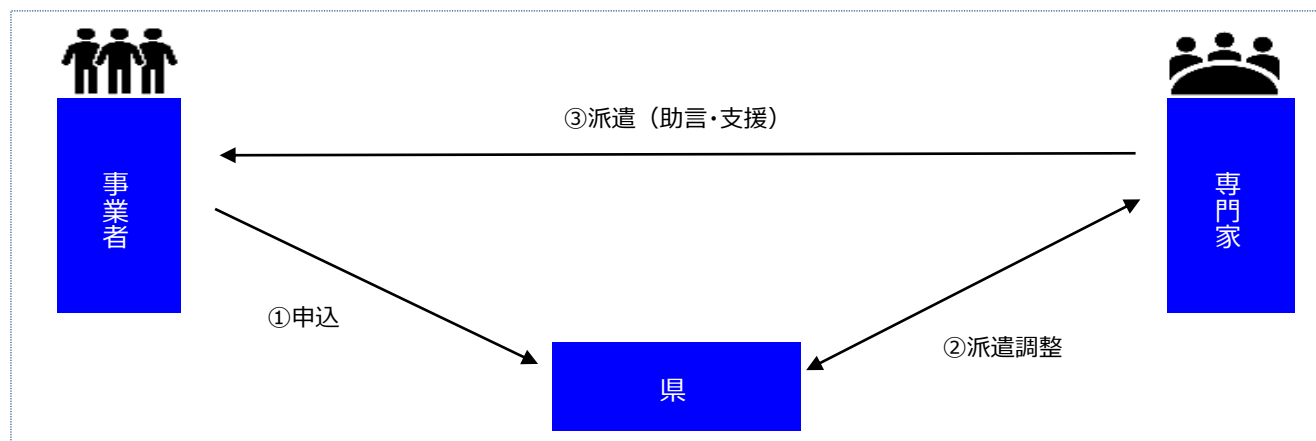
働きやすい職場づくり・人材活用促進 専門家派遣制度

無料

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、**就業規則等の整備でお困りの事業者**に、**社会保険労務士を派遣**します。
詳しくはホームページをご覧ください、各担当までお問合せください。

項目	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指される方	多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応をされたい方
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、 多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組（下記参考）に3つ以上取り組む事業者 ※過去の利用実績がない事業者10社に限る
支援の内容	○就業規則（育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。）の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正（全面改正、一部改正）	○以下のような取組を実施するために必要な、就業規則、各種規定等の新規作成、全面改正・一部改正 ・独自の休暇制度の創設（リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等） ・兼業・副業の許可 ・勤務間インターバル制度の導入 ・在宅勤務、テレワーク等の導入 ・病気の治療中の方、障がいのある方の働きやすい職場づくり（勤務時間の配慮、休暇制度等） ・高齢者の働きやすい職場づくり（定年延長、処遇の見直し等） ・外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の整備、思想信条に合わせた就業時間の設定等） ・正規労働者と非正規労働者の均衡・均等待遇の実現 等
	○改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出は行いません（各事業所が届け出てください）	
日数	新規作成・全面改正：1事業者あたり 原則8日まで 一部改正：1事業者あたり 5日まで ※上記範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援する業務内容を調整します	
担当	令和新時代創造本部女性活躍推進課 電話：0857-26-7792 FAX：0857-26-8196 E-mail：jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/	商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター 下の「問合せ先」をご覧ください

<専門家派遣制度の流れ>



申込締切：**令和6年2月29日まで**

【問合せ先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
〒680-8570 鳥取市東町1-220
電話：0857-26-7662 FAX：0857-26-8169 E-mail：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
<https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm>



【送付先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター あて
ファクシミリ：0857-26-8169 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

「働きやすい職場づくり・人材活用促進」に係る相談申込書
(兼とっとり働き方改革支援センター相談受付票)

申込日：令和 年 月 日

社名		代表者			
業種		担当者			
所在地	〒 -	資本金	万円	従業員数	名
電話		メール又はファックス			
顧問又は希望の専門家	無 ・ 有 (職： 氏名：)				
男女共同参画推進企業	認定済 ・ 未認定 (今後申請予定) ・ 未認定 (申請予定なし)				
支援の期限の有無	無 ・ 有 (時期： 理由：)				

就業規則等の作成・改正 (社会保険労務士)

希望する相談・支援 ((1)~(14)のいずれかに○又は✓チェックマークを付けてください。)

<就業規則の有無> あり (最終改正 年 月) なし
<改正希望内容> 新規作成・全面改正 一部改正

(1) 鳥取県男女共同参画推進企業認定に係る就業規則の作成・改正	(8) 雇用シェア (在籍型出向) の支援
(2) 有給休暇の半日単位、時間単位取得の導入	(9) 病気等を治療している者の雇用促進に向けた取組 (勤務時間・休暇の配慮等)
(3) フレックスタイム制度、短時間勤務制度、変形労働時間制等の導入	(10) 法令で定める以外の独自の休暇制度の創設 (ドナー休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇等)
(4) 勤務間インターバル制度の導入	(11) 高齢者の雇用促進に向けた取組 (定年延長、昇給等の処遇改善等)
(5) 在宅勤務、テレワーク等の導入	(12) 障がい者の雇用促進に向けた取組 (障がい者に配慮した勤務時間の設定等)
(6) 兼業・副業の許可	(13) 外国人材の適切な雇用に向けた取組 (寄宿舍規則の作成、思想信条に合わせた就業時間の設定等)
(7) 非正規・正規労働者の不合理な待遇の解消に向けた取組 (処遇に関する規程の見直し等)	(14) その他就業規則等に関する相談 (内容：)

上に当てはまらない相談事項、具体的な相談事項があれば記入してください (別紙でも可)。

相談の内容 (該当する番号全てに○又は✓チェックマークを付けてください。)

※寄せられた相談内容及び改善の取組については、今後、働き方改革を進める上での施策検討の参考や、県内企業への普及啓発に活用させていただくため、情報提供をお願いすることがあります。また、支援を担当する関係機関に情報を提供する場合があります。